

平成 26 年 5 月 8 日

沖縄県がん診療連携協議会

国吉 幸男議長

がん政策部会長 埴岡 健一

相談支援部会長 樋口美智子

地域の療養情報「おきなわがんサポートハンドブック」に関して、  
沖縄県からの予算が大幅減となり、改定版発行がなくなった件について

これまで沖縄県、相談支援部会および琉球大学附属病院がんセンターの三者で、地域の療養情報「おきなわがんサポートハンドブック」（以下、ハンドブック）を毎年発行し、毎年改定を行ってきた。毎年当ハンドブックは、2 万部発行され、沖縄県内のがん患者とその家族に無料配布されている。

沖縄県内のがんに関する情報が載っており、がん患者とその家族にとって、なくてはならない情報源となっている。

金銭面での補助制度や、患者会等の情報は、毎年大きく変更になるので、単なる増刷では正確な情報が伝えられなくなる可能性がある。よって、協議会として、昨年度並みの予算を計上し、昨年度と同様に琉球大学への委託事業として、この改訂版発行を継続できるように、沖縄県知事に要望書を提出して欲しい。

#### <参考 1>

第 2 次沖縄県がん対策推進計画のⅢ対策の 4 分野別対策と達成目標の（4）がん医療対策の⑥がん患者等関係者への支援のイ情報提供体制において、達成目標（指標項目）としてがんサポートハンドブックの更新（毎年 1 回）と明記されている

#### <参考 2>

第 1 期「がん対策推進基本計画」（平成 19 年 6 月策定）にて、その作成等が定められたのがきっかけで、患者必携 3 部作（1）がんになったら手にとるガイド、（2）私の療養手帳、（3）地域の療養情報が発行された。

「おきなわがんサポートハンドブック」第 1 版は、本邦で初の地域の療養情報である。

また、第 2 版と第 3 版は、他の都道府県での地域の療養情報発行の際には参考とされている。

特に第 3 版は、平成 25 年 6 月に開催された厚生労働省健康局主催の第 2 回がん診療提供体制のあり方に関するワーキンググループでは、厚生労働省より都道府県がん診療連携拠点病院の好事例 4 つの一つとして紹介されている。

#### <参考 3>

平成 25 年度事業名：がん医療連携体制推進事業委託

（地域の療養情報おきなわがんサポートハンドブック作成事業）

契約額：4,000,000 円

平成 26 年 5 月 8 日

沖縄県がん診療連携協議会

国吉 幸男議長

がん政策部会長 埴岡 健一

離島への相談支援・情報提供関連予算が大幅に減額され、  
その支援活動が縮小を余儀なくされている件について

沖縄県は、平成 25 年度都道府県がん対策推進事業（厚生労働省健康局）として、「情報提供体制の強化のため、離島地域でのがん相談会の実施及び県内のがん関連図書の効果的な配置等を行う。」ために、1,000 万円の予算編成を行った。ところが、本年は同予算が 300 万円と大幅な減額となり、その支援活動が縮小を余儀なくされ始めている。

沖縄県は、離島におけるがん対策を「沖縄県がん対策条例」及び「第 2 次沖縄県がん対策推進計画」で明記しているのであるから、予算の大幅減は何らかの明確な理由がない行うべきではないと考える。

よって、協議会として、昨年度並みの予算を今年度補正予算で計上し、昨年度と同様に離島へのがん対策ができるように、沖縄県知事に要望書を提出して欲しい。

#### <参考 1>

沖縄県がん対策条例では、「離島及びへき地におけるがん医療の確保及びがん患者等関係者への支援」として『第 15 条 県は、第 7 条から前条までに掲げる施策のほか、離島及びへき地におけるがん医療の確保及びがん患者等関係者への支援等に関し必要な施策を講ずるものとする』と制定されている。

#### <参考 2>

第 2 次沖縄県がん対策推進計画のⅢ対策の 4 分野別対策と達成目標の（6）離島及びへき地におけるがん医療の確保及びがん患者等関係者への支援の項で、

- 市町村、保健医療関係者、がん患者等関係者及び関係機関・団体等と連携し、離島及びへき地におけるがん医療の確保及びがん患者等関係者への支援等に関し必要な施策を推進します
  - 離島地域におけるがん医療に関する情報提供を推進します
  - 離島・へき地における効率的かつ効果的な情報提供体制を推進します
  - がん関連図書資源の効果的な配置転換を推進します
  - がん患者等関係者や保健医療関係者等が協働で実施する相談会等の取り組みを推進します
- 等を記載している。

#### <参考 3>

平成 25 年度事業名：都道府県がん対策推進事業（厚生労働省健康局）  
契約額：10,000,000 円

「沖縄県がん対策推進計画」への要望：

平成 26 年 3 月 25 日(火)  
相談支援部会 文責：樋口

\* 下記について施策の充実と達成目標を具体的に明示していただきたい。

⑥がん患者等関係者への支援：

ア 相談支援体制：

- ・ <がん診療連携拠点病院・がん診療支援病院>及び<がん診療を行っている専門医療機関>には、<がん相談支援センター>の設置要件に準じ、専門的知識を有する相談員の配置を行う。配置状況の割合を達成目標とする。
- ・ 一般市民のがん相談支援センターの認知度を向上させるために、県の広報媒体を活用して広報・周知を行う。一般市民対象の認知度の割合を達成目標とする。
- ・ 相談支援に携わる相談員に対する教育と支援サービス向上に向けた取り組みとして、<九州・沖縄地域がんフォーラム（沖縄県主催）>を開催する。

イ 情報提供体制：

- ・ <がん診療連携拠点病院・がん診療支援病院>及び<がん診療を行っている専門医療機関>の診療実績を公表する。

(7) がん患者の就労を含めた社会的な問題：

- ・ <がん診療連携拠点病院・がん診療支援病院>及び<がん診療を行っている専門医療機関>には、就労に関する専門的知識を有する者の配置や相談窓口の設置を行う。配置状況の割合を達成目標とする。
- ・ 一般市民のがんに関する就労問題の相談窓口の認知度を向上させるために、県の広報媒体を活用して広報を行う。一般市民対象の認知度の割合を達成目標とする。
- ・ 国民健康保険制度における医療費窓口負担の減免制度（減額または免除）に県補助を行う。実施市町村割合を達成目標とする。（資料参照）

(資料)

市区町村が独自に基準を定めて実施する制度で、一部負担金の減免を受けられるための条件と手続きは下記のとおり。

一部負担金の減免を受けられるための条件（要件）：

1. (収入面) 特別な理由により著しく生活が困難となり
2. (資産面) 資産などの活用を図ったにもかかわらず、保険医療機関への支払いが一時的に困難となったこと

上の「特別な理由」には、下記のようなものがある。

- ① 震災、風水害、火災などの災害
- ② 干ばつ、冷害などによる農作物の不作、不漁等による収入の減少
- ③ 事業の休廃止、失業などによる収入の減少

一部負担金の減免制度は保険料の減免制度とともに医療にかかる患者負担の軽減に資する制度である。しかし、市町村の要件は厳しく、上記③の理由では認められないことが多い。この制度は国民健康保険法第44条にもとづき市区町村が独自に基準を定めて実施する制度で、国の制度として、医療保険料の減免はあるが、窓口での負担の減免制度はない。また、財源不足から実施していない市区町村もある。